

意見公募要領

1 意見公募対象

<省令案>

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

<告示案>

- (2) 令和2年総務省告示第399号（総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件）の一部を改正する告示案

<訓令案>

- (3) 電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案

<ガイドライン>

- (4) 「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

「第5世代移動通信システム（以下「5G」といいます。）」は、様々な産業への応用や地域の課題を解決する切り札として期待されており、5Gの多岐に渡るニーズに応えるため、自治体や地域の企業などの様々な主体が柔軟に構築/利用可能な「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム（ローカル5G）の技術的条件等」について、総務省は令和元年12月24日に制度化、免許申請の受付を開始し、令和2年12月には周波数の拡張を実施しました。

今般、ローカル5Gの海上利用に係る技術的条件等について、令和6年7月2日に情報通信審議会より一部答申を受けました。

これを踏まえ、ローカル5Gの海上利用の導入や、電波伝搬パラメータの精緻化を行うべく、電波法施行規則の一部を改正する省令案等を作成したので、意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は

電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(3)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： `landmobile-keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp`

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和6年11月23日(土)から同年12月23日(月)まで(必着)

※郵送の場合、締切日の消印有効

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

担 当：生天目課長補佐、武田補佐、長嶋移動体推進係長、森下官、勝山官、村田官

電 話：03-5253-5861

電子メールアドレス : landmobile-keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡
担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する
こと。

別紙様式

該当箇所	御意見